

マイナンバー制度への対応、最新の改正点も踏まえた

1日で学ぶ「年末調整」の実務と留意点

～必要な予備知識と事前準備、例題と演習を交えた具体的作業の進め方、間違いやすいポイントの解説～

●日 時● 2015年 11月 9日(月) 10:00～17:00

●会 場● 東京・麹町『厚生会館』 TEL:03-3264-1241

講 師

トムズ・コンサルタント(株) 代表取締役 特定社会保険労務士 河西 知一 氏

【略歴】大手外資系企業などで財務・人事部門の管理職を経験の後、社会保険労務士資格を取得し、河西経営労務管理事務所を設立。社会保険、労働保険、賃金体系改訂などの業務を通じて多くの企業の指導にあたる。平成11年、トムズ・コンサルタント(株)を設立。上場企業から中小企業まで幅広く人事労務問題・賃金に関するコンサルティングを手掛ける一方、助成金プランナーとしても高い評価を得ている。明快な講義と懇切な指導には定評がある。

【著書】「健康保険・厚生年金保険・用語・手続事典」、「Q&A 高齢者の生活・介護支援の手引」共著、「事例からわかるモンスター社員への対応策ー会社を守るための就業規則」ほか多数。

◆ 開催にあたって

本セミナーは、今年度の年末調整の実務を適切に行うために必要な予備知識、今年の税制改正の要点や来年以降のマイナンバー制度への対応を踏まえ、年末調整の仕組みと計算の実務について、実際の書類を用いた演習を行いながら、1日で習得していただきます。また、社会保険・労働保険の直近の改正情報にも触れつつ、特に間違えやすい項目もチェックしていきますので、初心者の方ももちろん、最新の改正点を押さえた上で、年末調整実務を再確認したい方にもお勧めしたいプログラムです。

《詳細は裏面をご覧ください》

●受講料● 1名(税込み、昼食代、資料代含む)

正会員	41,040円 本体価格 38,000円
一般	45,360円 本体価格 42,000円

●申込書をFAXいただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当: 上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (http://www.bri.or.jp) からもお申込みいただけます。

151693-0503		2015.11.09	
申込書 1日で学ぶ「年末調整」の実務と留意点			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL	FAX		
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

マイナンバー制度への対応、最新の改正点も踏まえた

1日で学ぶ「年末調整」の実務と留意点

～必要な予備知識と事前準備、例題と演習を交えた具体的作業の進め方、間違いやすいポイントの解説～

11月 9日(月)

● プログラム ●

I. 年末調整のための予備知識

1. 給与所得とは

- (1) 給与所得の対象となるもの (2) 給与所得の対象とならないもの (3) 給与規程との関連
(4) 時間外手当・その他の手当 (5) 現物給与・非課税給与

2. 給与から源泉されるもの

- (1) 社会保険料の控除方法 (2) 標準報酬月額 (3) 標準賞与額
(4) 雇用保険料の徴収方法 (5) 住民税

3. 所得税の控除

- (1) 税額表の利用 (2) 賞与時の所得税の計算方法 (3) 端数処理

II. 近年の改正点

1. 今年の改正点 2. 近年の改正点 3. 来年度以降適用の改正

4. マイナンバー制度導入後の影響

- (1) 給与計算業務 (2) 年末調整業務 (3) 給与支払い報告書業務 (4) その他、留意点

III. 年末調整の実務と留意点

1. 年末調整の意味

- (1) 年間所得の総計 (2) 年末調整の対象となる人、ならない人

2. 年末調整の事前準備 (受理すべき申告書の受理と確認)

3. 年末調整各種控除額の取り扱い

- (1) 配偶者控除 (2) 扶養親族 (3) 配偶者特別控除 (4) 所得者にかかる控除
(5) 社会保険料控除 (6) 生命保険料控除 (7) 地震保険料控除 (8) 住宅借入金等特別控除
(9) 年末調整では控除できない控除項目

【演習1】各種控除額の計算と申告書の記載

【演習2】寡婦の範囲

4. 年末調整と関連作業

- (1) 中途退職・中途入社の人取り扱い (2) その他特別な場合の年末調整
(3) 住民税の仕組みと徴収方法 (4) 過不足額の精算方法 (5) 超過額または不足額の処理

5. 年末調整の実際

- (1) 演習

【演習3・4】実務演習

- (2) 年末調整後の作業

※【演習】では電卓を使用しますので、
セミナー当日ご持参ください。

IV. よくある間違い・勘違い

1. 業務委託と社員の違い

2. 雇用保険の基本手当は所得にならない

3. 老齢年金は所得となる

4. 一時所得となるもの

5. 退職金の所得税

6. 雇用保険の改正

7. 社会保険の改正

8. 海外勤務者の税金と社会保険

- (1) 居住者・非居住者の概念 (2) 出国年の年末調整 (3) 出国後の報酬支払いがある場合
(4) 海外勤務者の年金保険 (5) 海外勤務が決定した者の雇用保険
(6) 海外勤務が決定した者と帯同する家族の雇用保険